

広島市東区選挙管理委員会告示第4号

令和7年5月21日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項の規定により、令和6年度における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市東区選挙管理委員会

委員長 佐々木 和 宏